

Title	編集後記
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.12 (1972. 12) ,p.135- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19721215-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

編集後記

かつて法学部教授であつた峯岸治三先生が、昭和十七年三月、四十五歳を以て逝去されてから三十年、生前の先生がわが国法学界に残された功績を偲び、本誌の一部を、特集の形式で編集した。

明治二十三年に開設された義塾法律科（現在の法学部法律学科の前身）は、初代主任教授ウイグモア博士をむかえ、主として英米法を教える法律学校であつた。その後、いくたびか学校改正があり、その都度、全授業科目の中に占める英米法講義の比重は、逐次うすらいだが、これは、明治二十年代以降、わが国の諸法典が徐々に整備され、直接日本の法律を教授することが法学教育の使命とされるに至つたこと、さらにまた明治三十年代に入るや、わが法学界がドイツ法の圧倒的影響をうけるに至つたことによるものである。

ウイグモア博士の帰国後、昭和初頭に至るまでの二十数年間、法律科（大正九年以降は法学部法律学科）の英法講義は、チゾン（J. F. Johnson 東大教師、テリー（H. F. Terry 東大教師）、土方寧（東大教授、松波仁一郎（東大教授）、高柳賢三（東大教授）の諸講師によつてつづけられてきたが、これらの人々は、それぞれの時代における斯界の最適任者であることを思うと、わが法律科の英法講義は、創立当初の伝統に則り、相当重視されていたものとみていい。

大正九年の大学令による法学部発足に際し、教員スタッフの自給自足方針が急速におしすすめられるや、大正十年卒業の小池隆一先生（民法、現在名誉教授）につづき、翌十一年卒業の峯岸先生が、英米法の助手として残られたのは、まず英米法の学者を優先的に養成

せんとする学部意向の現われとみてよからう。

昭和四年の末、留学から帰られた峯岸先生は、翌五年四月より、全学年に配当された英米法の講義を担当、傍ら相統法の講義も受持された。その後約十年間、ただひたすら学究生活をまつしぐらにすすまれ、その成果は、本誌並に塾内諸雑誌に珠玉の論文として発表された。とくに、昭和六年以降十一年に至るまで五年間にわたり、先生が本誌（当時は季刊）に連載された「イギリス証拠法概論」は、同十三年、『イギリス証拠法研究』と題する六百頁に及ぶ著書として公刊されたが、この業績は、いまなお斯界に不滅の光芒を放っている。昭和十七年三月、先生は一年有半の療養生活も空しく腸の疾患のためなお春秋に富む身で逝去された。法学部は、当時唯一人の英米法学者を失つたのである。なお、一言すべきは、本誌が大正十一年に創刊されるに際し、学部として独立の機関誌をもつべきことを提案し、先輩諸教授を説得されたのは、当時助手であつた小池先生と峯岸先生のお二人であつたことである。峯岸先生の逝去は、本誌としては実際上の生みの親の一人を失つたわけである。

昭和四十七年十月

法学研究編集委員会